

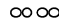
機 構 及 び 事 務 分 掌

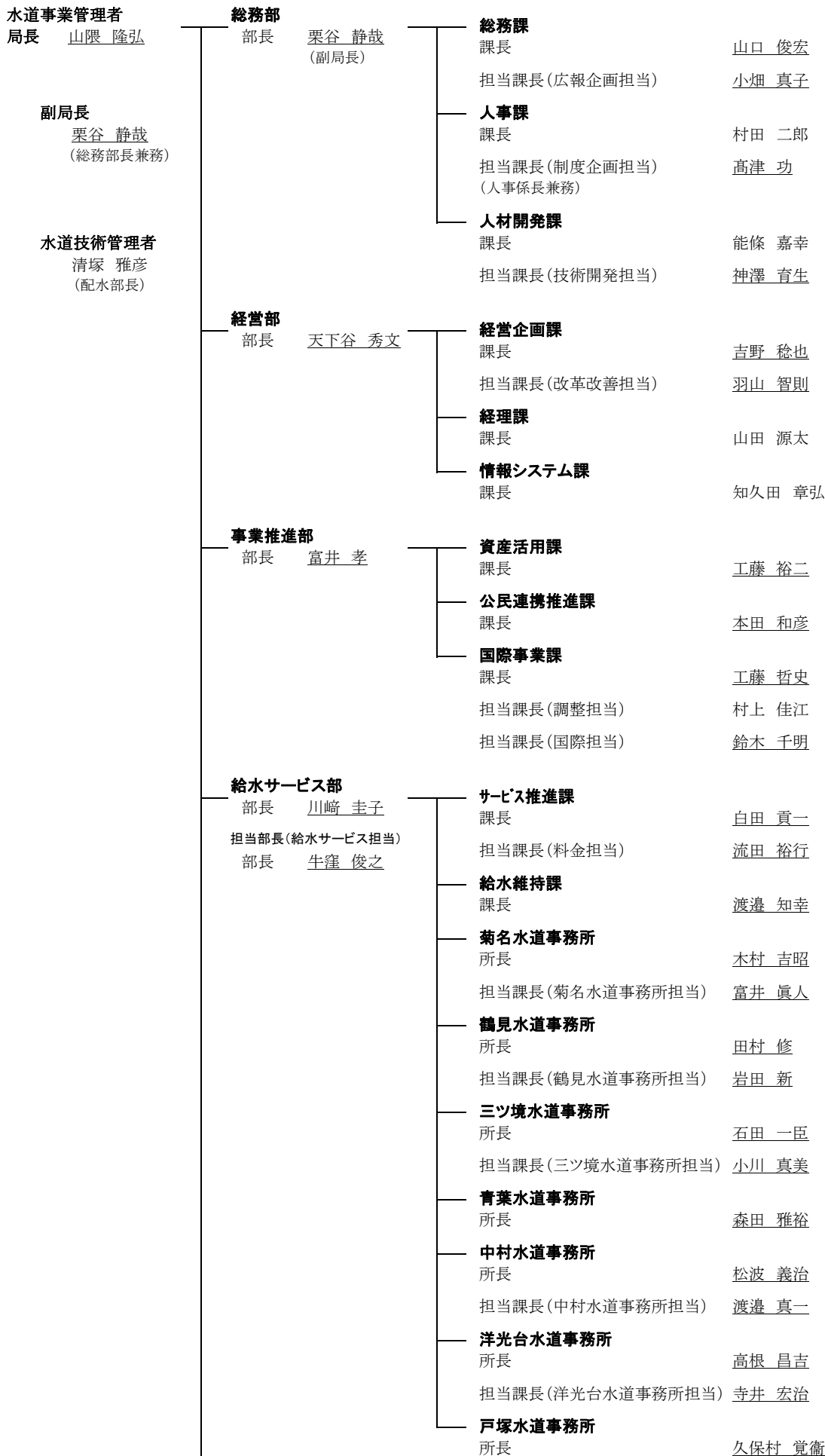
平成 28 年 5 月
水 道 局

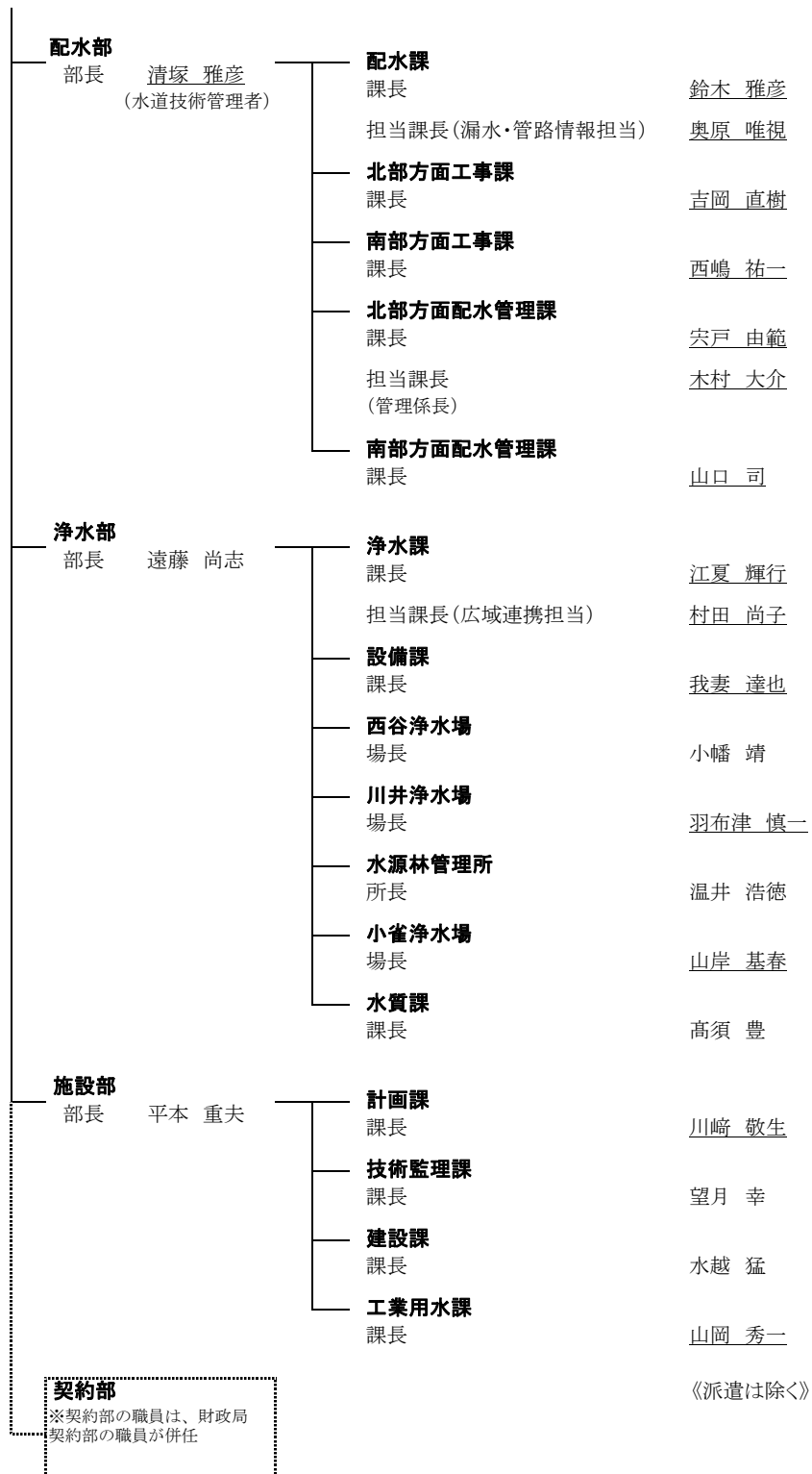
目 次

機 構 図	—————	1 ~ 2
事務分掌	—————	3 ~ 16

水道局機構図(平成28年5月19日現在)

凡例
 ... 異動職員





水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下この条において同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 広報に係る企画、調整等及び広報印刷物の発行に関する事。
- (10) 部内の連絡調整に関する事。
- (11) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

公民連携推進課

- (1) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰の製造に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰を活用する施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 水の日、水道週間等のイベント実施に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

給水サービス部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 料金事務の総括に関すること。
- (8) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (9) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (10) 水道料金の未納対策に関すること。
- (11) 検針業務及び料金整理業務の委託の総括に関すること。
- (12) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (13) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。
- (14) 料金実務継承に関すること。
- (15) 料金体系の見直し及び料金改定に関すること。
- (16) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関すること。
- (17) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関すること。
- (18) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関すること。
- (19) 部内の連絡調整に関すること。
- (20) 部内の他の課の主管に属しないこと。

給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（菊名及び青葉水道事務所を除く。）。
- (6) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (7) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (8) 水道料金の減免に関すること。
- (9) 水道料金等の徴収に関すること。
- (10) 検針業務及び料金整理業務の委託に関すること。
- (11) 横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (12) 水道料金滞納者の給水停止処分に関すること。
- (13) 給水装置の開閉に関すること。
- (14) 給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (15) 給水装置台帳に関すること。
- (16) 他機関との連絡調整に関すること。
- (17) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (19) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (20) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (21) 給水装置の修繕に関すること。
- (22) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (23) 運搬給水等に関すること。
- (24) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。

配水部

配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

北部方面配水管理課

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

南部方面配水管理課

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事(電機計装設備に係るものを除く。)の計画、設計、調査及び研究に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関すること。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

水道記念館

- (1) 水道に関する資料（以下「資料」という。）の調査、収集、展示及び情報提供に関すること。
- (2) 資料の展示に係る点検及び整備に関すること。
- (3) 歴史的な資料の整理、修復及び保存に関すること。
- (4) 横浜水道史の編さんに関すること。
- (5) 展示品の貸出しに関すること。
- (6) その他水道記念館の管理及び運営に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）
その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）
の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事
（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関する事。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関する事。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関する事。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関する事。
- (8) 調達契約に係る公告等に関する事。
- (9) 部内他の課の主管に属しない事。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関する事。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関する事。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関する事。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関する事。

平成28年度 事業概要



 **清らかな水を届ける100年の森**
未来につなぐ道志村と横浜市の絆

目 次

I	水道局運営方針	1
II	水道事業会計	
	予算概況	2
	水道事業会計予算の施策体系	4
	主要事業	5
III	工業用水道事業会計	
	予算概況	14
	主要事業	14
IV	資料	
	【資料1】水道事業会計予算概要表	16
	【資料2】工業用水道事業会計予算概要表	17

平成28年度 水道局 運営方針

暮らしとまちの未来を支える横浜の水

I 基本目標

道志水源林取得から 100 年

～新たな体制でいざ始動！ビジョンの実現を目指して～

II 目標達成に向けた施策

1 安全で良質な水

- ◎ 水源保全の促進や浄水場の再整備
 - ・道志水源林プラン(第十一期)による水源林の保全
 - ・西谷浄水場再整備に着手(基本設計)
 - ・小雀浄水場活性炭設備の更新

2 災害に強い水道

- ◎ 自助・共助・公助の取組や自然災害の対策
 - ・地域等と連携した給水訓練の実施や飲料水備蓄促進
 - ・標識リニューアルによる災害時給水所の認知度アップ
 - ・水道施設の更新・耐震化

3 環境にやさしい水道

- ◎ 再生可能エネルギーの活用や水源保全
 - ・今井配水池における小水力発電設備の導入
 - ・市民ボランティアによる民有林の整備
 - ・企業や団体と協働した水源エコプロジェクトによる公有林の整備

4 充実した情報とサービス

- ◎ 身近な水道を実感できる取組
 - ・お客さまに「伝わる」広報に向けた計画の策定
 - ・出前水道教室等における水道事業のPR
 - ・道志水源林 100 年記念事業の実施

5 国内外における社会貢献

- ◎ 市内経済発展や公民連携の推進
 - ・障害者施設等への発注促進
 - ・市内工事事業者の技術力向上支援
 - ・市内企業の海外展開支援、横浜ウォーター株式会社と連携した国内外水道事業の課題解決

6 持続可能な経営基盤

- ◎ 技術の継承と人材育成や経営の効率化
 - ・マスターエンジニア制度等による人材育成の推進
 - ・日常的な改善活動による組織の活性化
 - ・料金体系の在り方の検討

III 目標達成に向けた組織運営

今後、水道事業の経営環境は次第に厳しくなっていくことが予想されます。そうした状況にあっても、将来にわたって水道事業を維持・発展させていくことが、われわれ水道局全職員に課せられた使命です。

とりわけ平成 28 年度は、新たな長期ビジョン、中期経営計画、そして新たな執行体制がスタートする重要な年です。これからの困難な状況を乗り越えていくために、水道局一丸となって以下の姿勢で取り組みます。

- コスト削減とサービスの向上を常に念頭において業務にあたります。
- これまで以上に局内における情報共有・連携を進めるとともに、一人ひとりが水道事業全体のことを考えて行動します。
- 自らスキルを高めるとともに、相互に学びあい、育てあう姿勢で仕事に取り組みます。

予算概況

平成28年度は、新たな長期ビジョンと中期経営計画（28～31年度）がスタートするとともに、大規模な組織再編を実施した節目の年度となります。水道事業を取り巻く経営環境は料金収入の減少傾向が続く非常に厳しいものとなっておりますが、将来を見据え、持続可能な事業運営を行っていく必要があります。このため、徹底した経費削減や資産の有効活用により財源を確保するとともに、水道施設の更新・耐震化や災害対策の強化、環境保全や国際関連事業などに取り組みます。

また、施策や事業の実施にあたっては、民間企業や大学、自治会など様々な担い手とそれぞれの強みを生かした公民連携を推進するなど、民間の力を最大限取り入れることにより、市内企業の育成や経済の活性化に繋げていきます。

(1) 水道料金収入

給水戸数は増加しているものの、一戸あたりの使用水量が減少していることから、27年度の698億円に比べ10億円減収（△1.4%）の688億円を見込んでいます。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

高度経済成長期に拡張・増強した水道施設の老朽化が進んでおり、安全で良質な水を安定してお届けするため、施設の更新や耐震化が大きな課題となっております。このため、アセットマネジメントの考え方にに基づき、施設の適正な維持保全を図るとともに、110kmの老朽管の更新や配水池等基幹施設の整備を推進します。

これらの取組を進めるため、厳しい経営環境の中においても、更なる経費削減や財源確保に取り組むことにより、27年度に比べ7億円減の361億円の*施設等整備費を確保しています。

*施設等整備費：修繕費等（収益的支出）と建設改良費等（資本的支出）の合計

(3) 環境保全や国際関連事業推進のための予算の計上

エネルギー効率に優れた水道システムを構築するため、自然流下系施設の優先整備や小水力発電設備を設置することにより、環境未来都市として環境保全活動に貢献します。

国際関連事業については、アジア・アフリカ等への国際貢献を推進するとともに、横浜ウォーター株式会社と連携して横浜水ビジネス協議会会員企業の海外水ビジネス展開を支援します。

また、取得後100年を迎える道志水源林について、市民や企業と協働して整備するほか、記念事業を実施します。

(4) 財源の確保と効率的な組織体制

水道局が保有する資産について一層の有効活用を進めるとともに、水道施設の更新のための資金となる国庫補助金等、財源の確保に努めます。

また、これまで以上にお客さまにとって分かりやすいサービスの提供や災害時における対応力の強化を実現するため、効率的な組織体制を構築しています。

(5) 純損益、累積資金残額と企業債残高

当年度純損益は、*神奈川県内広域水道企業団の料金改定により企業団受水費の減少が見込まれる一方、水道料金収入の減少や施設維持管理費用の増加などを受け、27年度に比べ9億円減となる73億円の純利益を計上しています。

累積資金残額については、純利益の減少に伴い、27年度に比べ12億円減少し150億円を見込んでいます。

また、企業債残高は、8億円減の1,665億円となる見込みです。

*神奈川県内広域水道企業団：神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市に水道用水を供給する一部事務組合

【業務の予定量】

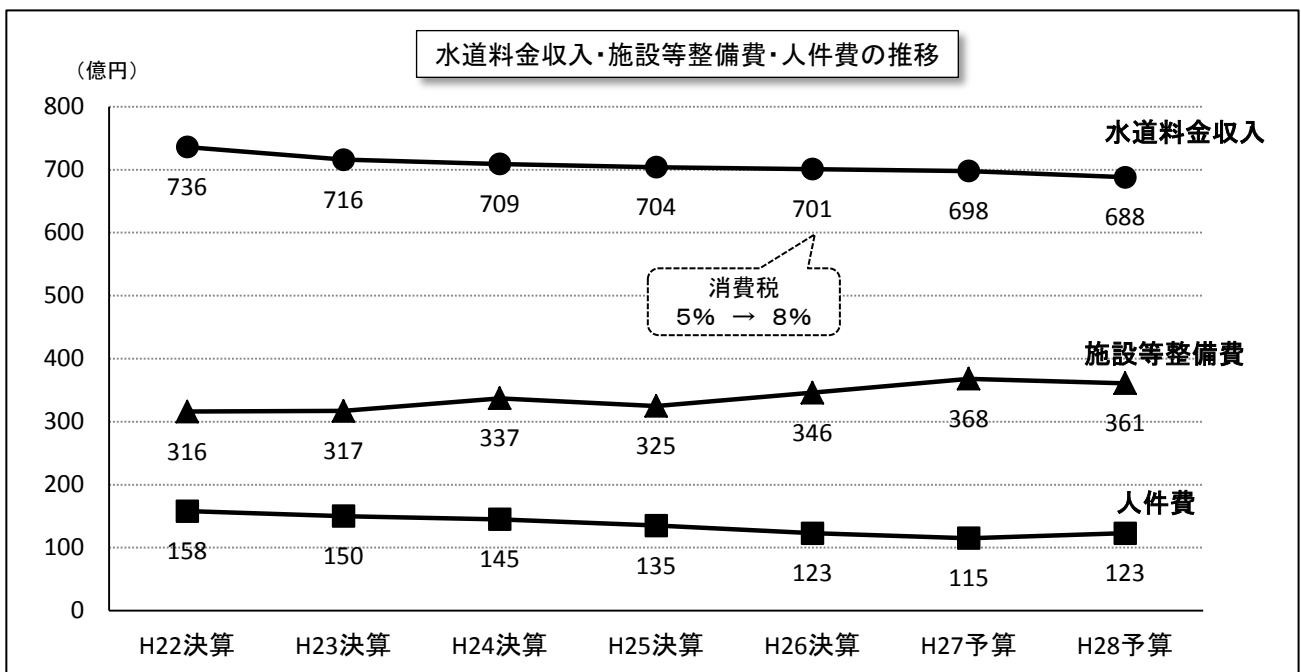
区 分	平成28年度	平成27年度	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,833,000戸	1,814,000戸	19,000戸	1.0
年 間 総 給 水 量	407,705,000m ³	415,044,000m ³	△ 7,339,000m ³	△ 1.8
1 日 平 均 給 水 量	1,117,000m ³	1,134,000m ³	△ 17,000m ³	△ 1.5
職 員 数	1,588人	1,626人	△ 38人	△ 2.3

※「職員数」は、再任用職員等を含む常勤職員の見込み人数。

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成28年度予算	平成27年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	86,405	87,574	△ 1,169	△ 1.3
うち水道料金	68,806	69,796	△ 990	△ 1.4
収益的支出	77,374	77,600	△ 226	△ 0.3
うち人件費	12,306	11,508	798	6.9
うち物件費等	24,088	23,739	349	1.5
うち動力費	2,647	2,800	△ 153	△ 5.5
うち修繕費等	8,927	8,658	269	3.1
うち企業団受水費	16,503	17,879	△ 1,376	△ 7.7
うち支払利息等	3,372	3,595	△ 223	△ 6.2
うち特別損失	35	35	0	0.0
差 引	9,031	9,974	△ 943	—
当 年 度 純 損 益	7,319	8,191	△ 872	—
資本的収入	11,319	11,996	△ 677	△ 5.6
うち企業債	9,145	9,682	△ 537	△ 5.5
資本的支出	37,104	39,838	△ 2,734	△ 6.9
うち建設改良費等	27,133	28,166	△ 1,033	△ 3.7
うち企業債償還金	9,902	11,581	△ 1,679	△ 14.5
差 引	△ 25,785	△ 27,841	2,056	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 1,232	△ 3,800	2,568	—
累 積 資 金 残 額	14,952	16,183	△ 1,231	—
企 業 債 残 高	166,501	167,258	△ 757	—

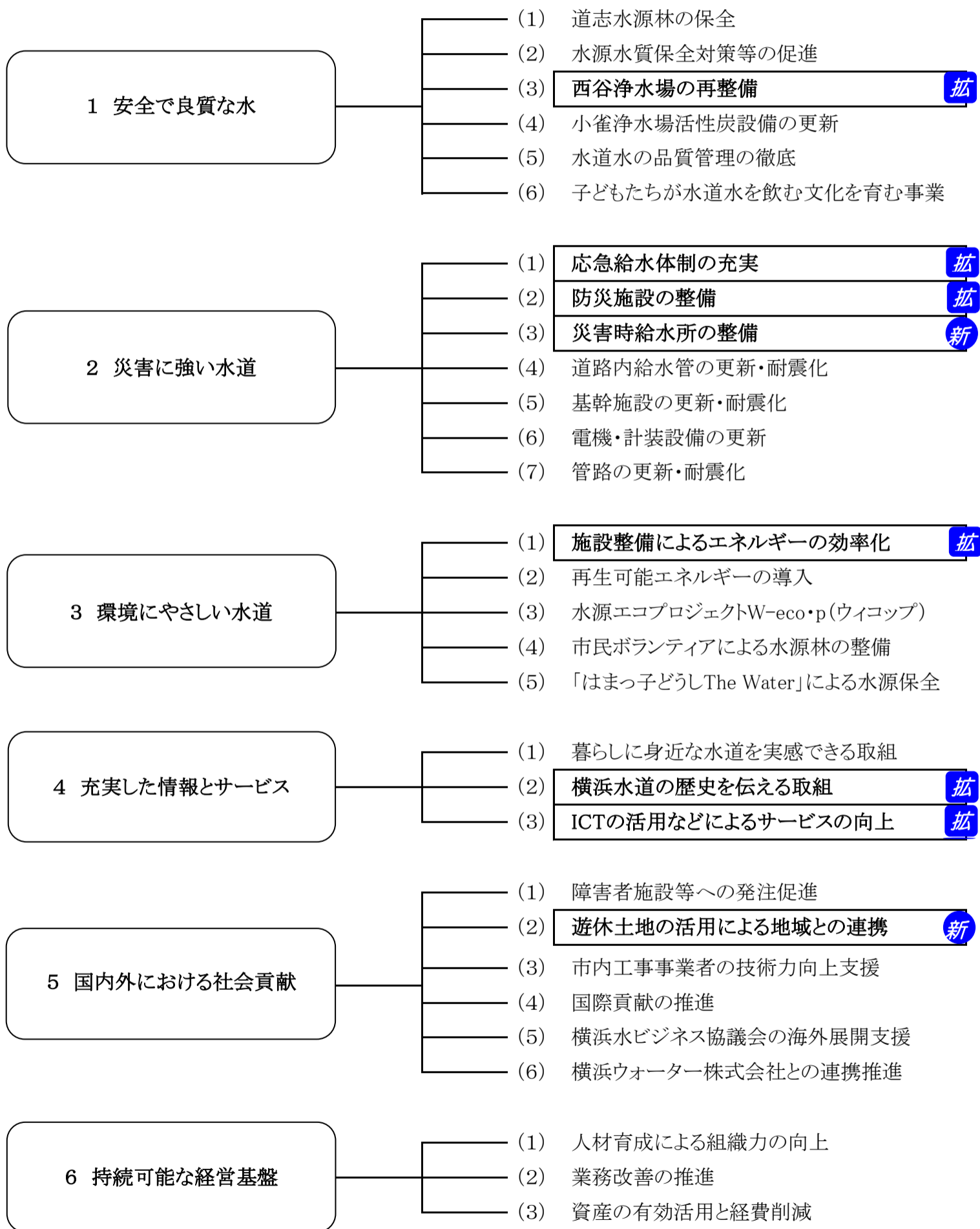


平成28年度水道事業会計予算の施策体系

新 は新規事業 **拡** は拡充事業

中期経営計画(28~31年度)
における施策目標

主要事業



主要事業

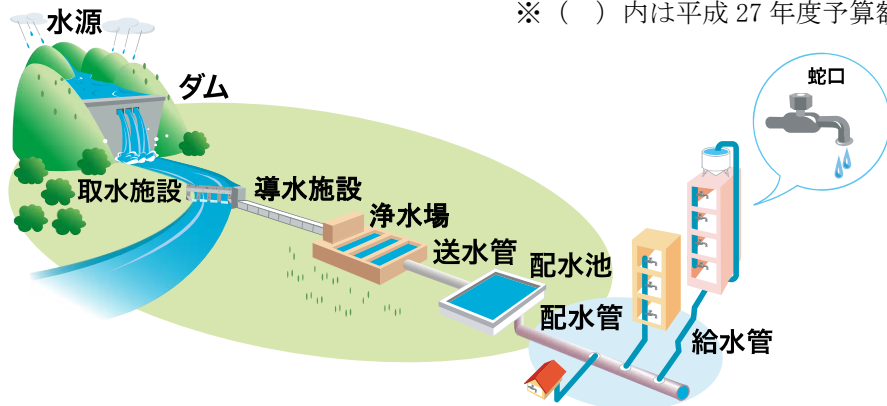
新 は新規事業

拡 は拡充事業

1 安全で良質な水

※ () 内は平成 27 年度予算額

水源から 蛇口まで



(1) 道志水源林の保全

7,543 万円
(8,357 万円)

横浜市が取得後、28 年度に 100 年を迎える山梨県の道志水源林 (2,873 ヘクタール) を、新たに策定した「第十一期管理計画」(28～37 年度) に基づき整備することにより、水源かん養機能の向上を図ります。

- 水源林手入れ作業委託
(28 年度整備面積 70ha)
- 水源林作業路のり面保護工事

(2) 水源水質保全対策等の促進

3 億 7,846 万円
(3 億 7,350 万円)

水源水質保全のため、神奈川県など関係利水者と共同で、相模湖及び津久井湖に設置した*エアレーション装置により水道水のカビ臭の原因となるアオコの増殖を抑制します。

また、相模湖の湖底に流入する土砂を除去することにより、貯水容量の確保を図ります。

*エアレーション装置
水中に空気を送り込み、湖の水を循環させる装置

拡 (3) 西谷浄水場の再整備

6,400 万円
(3,164 万円)

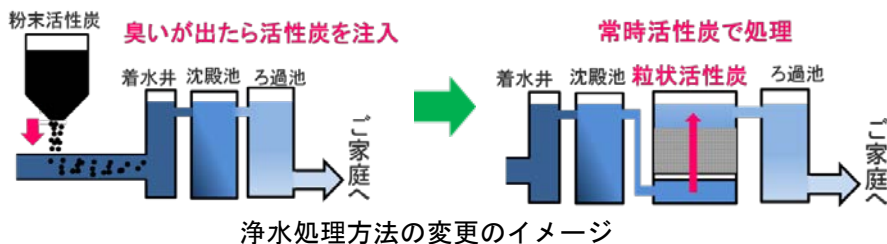
西谷浄水場では、これまで沈でん池や配水池等の耐震化を進めてきました。

今後は、老朽化が課題となっているろ過池を更新することで耐震化を図るとともに、水源である相模湖の藻類による臭気等へ対応するために、*粒状活性炭処理を導入するなど、浄水処理施設の再整備を図ります。



西谷浄水処理施設
再整備範囲(約 3ha)

- 西谷浄水場再整備に伴う基本設計業務委託 等



浄水処理方法の変更のイメージ

再整備事業の概要

- ・ 事業期間
平成 28～37 年度
(施工=30～37 年度)
- ・ 総事業費
約 250 億円

*粒状活性炭処理
活性炭を敷き詰めた池に常に水を通す処理方法。粒状活性炭の大きさは、現在使用している活性炭の 30～40 倍の約 1mm。

(4) 小雀浄水場活性炭設備の更新

3億6,040万円
(738万円)

原水臭気悪化や水源水質汚染事故等への対策に万全を期すため、老朽化が進む小雀浄水場の活性炭注入設備を更新します。新たな設備は、企業との共同研究で実用化を進めてきた*微粉化活性炭注入設備を導入します。

- 馬入川系統活性炭注入設備更新工事

*微粉化活性炭
通常の大きさの粉末活性炭を粉砕したもの(約0.003mm)。表面積が大きくなるため、臭気物質等を取り除く効果が2~3倍となり、使用量が1/2~1/3に削減可能。

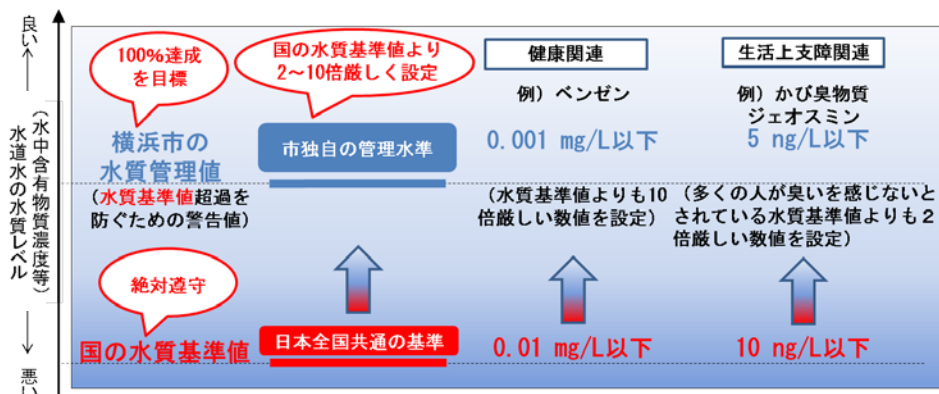
(5) 水道水の品質管理の徹底

6,780万円
(9,365万円)

水道局では浄水場を水道水の製造工場として位置づけ、製品の品質管理の国際規格である ISO9001 の認証を取得するとともに、優れた水質検査技術の確立や検査機器の適切な整備等により、*水道 GLP を取得し、高レベルの品質管理を徹底しています。

管理に当たっては、国が定める51項目の「水質基準値」より2~10倍厳しい「水質管理値」を独自に設定し、これを常に達成することで、安全で良質な水を製造していきます。

*水道 GLP
「水道水質検査優良試験所規範」
公益社団法人日本水道協会が定めた水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準



水質検査の様子

国の水質基準値と横浜市の水質管理値の違い (イメージ)

(6) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

6,000万円
(6,000万円)

子どもたちが冷たくて良質な水を飲むことができるよう、教育委員会が改修を予定している学校に対して助成することで、屋内水飲み場の直結給水化を促進し、水道水の信頼を高めます。

- 28年度助成対象校 15校
- 28年度未改修累計 265校

(平成27年4月現在 市立小・中学校等 499校)



直結給水シールと蛇口から水を飲む子どもたち



直結給水の促進

マンションなどで受水槽を経由させずに配水管から直接給水する方式に切り替えることで、より安全で良質な水をご利用いただけます。また、受水槽スペースの有効活用や電気代などの節減にもつながるため、積極的なPRを行っています。

2 災害に強い水道

拡 (1) 応急給水体制の充実

1,201 万円
(1,178 万円)

発災時にも飲料水の供給ができるよう、地域防災拠点等で地域住民による給水訓練を実施するほか、災害協定を締結している団体や横浜水道 安全・安心パートナーなどとの合同防災訓練を行います。



応急給水訓練の様子

拡 (2) 防災施設の整備

3 億 2,400 万円
(2,000 万円)

市内中心4区（西、中、南、保土ヶ谷区）における防災・減災の拠点として、中村ウォータープラザの西側用地に管路研修施設、給水ステーション、*大口径備蓄材料等倉庫を整備します。

*大口径備蓄材料等倉庫
主要管路の迅速な復旧活動のために大口径の水道管などの修理材料を補完する倉庫

コラム

飲料水備蓄の促進（横浜水缶の販売）

家庭や企業等において安全・確実に災害時の飲料水を確保していただくために、1人9リットル以上の飲料水の備蓄をお願いします。

水道局でも備蓄飲料水として「横浜水缶」を販売していますが、28年1月からは、土日、休日、夜間も配達を行っています。



- 保存期間 7年間
- 容 量 500ml
- 販売単価 1,800円/箱 (24本)
- 配送先 横浜市内限定

新 (3) 災害時給水所の整備

971 万円
(-万円)

「災害時給水所」は、地震等の災害発生時に飲料水を確保できる施設です。

このうち、市内134か所に設置した災害用地下給水タンクでは、発災直後から水道局職員がいなくても給水訓練を受けた地域の皆さまご自身で飲料水を得ることができます。

28年度は、27年度に市民投票でデザインを決定した「災害時給水所」の標識を災害用地下給水タンクのある場所に順次設置していきます。

また、災害用地下給水タンクが設置されていない地域防災拠点でも応急給水が可能となるよう配水管から屋外水飲み場までを耐震化する「(仮称)耐震給水栓」を実験的に設置します。



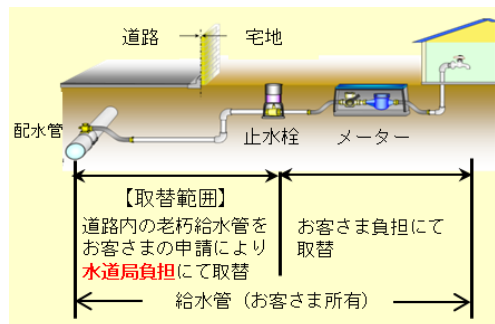
災害時給水所の標識

(4) 道路内給水管の更新・耐震化

2 億円
(2 億円)

道路内の老朽化した給水管は、漏水事故の主な原因となっているほか、震災発生時には水道施設復旧の遅れなどの被害が想定されます。

このため、配水管更新時に老朽給水管も合わせて更新するほか、お客さまからの申請に基づき、水道局の費用で耐震性に優れた給水管（ステンレス管）への改良を進めます。



道路内老朽給水管の更新方法

(5) 基幹施設の更新・耐震化 — <一部再掲>30億3,295万円
(43億8,881万円)

基幹施設には、水源から原水を取り込む取水施設、浄水場へ原水を送る導水施設、水道水を製造する浄水場、水道水を蓄える配水池などがあります。これらの施設の多くは、高度経済成長期に建設され、老朽化が進んでいます。災害時においても安定した水の供給を可能とするため、基幹施設を更新・耐震化し、信頼のライフラインを構築します。

- 小雀浄水場配水池耐震補強工事
- (仮称)鶴ヶ峰上部・下部配水池築造工事
- 川井浄水場配水池耐震補強工事 等



配水池耐震補強工事

(6) 電機・計装設備の更新 — 25億5,566万円
(33億5,807万円)

ポンプなどの電機設備や流量などを測定・制御する計装設備を計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

- 西谷浄水場ほかマイクロ無線回線設備更新工事
- 小雀浄水場場内系計装設備更新工事
- 水運用計算機設備改良工事 等



浄水場計装設備

(7) 管路の更新・耐震化 ————— 214億円
(198億5,000万円)

昭和40年代に布設し、更新時期を迎えている約2,400kmを中心に、老朽化した配水管を計画的に耐震管に更新するとともに、新たな管網を整備します。

また、災害時に重要となる拠点施設につながる管路や*腐食性土壌に埋設された管路については、優先的に更新し、効果的な耐震化や漏水事故の予防保全を図ります。

更新・新設にあたっては、耐久性が飛躍的に向上した耐震管を採用し、将来的なコストを縮減するとともに、水道工事の目的や施工方法等を市民にわかりやすく、情報提供を行うように努めます。

*腐食性土壌
100万年前に海だった地層で、腐食性の強い粘土質の土壌

- 28年度 老朽管更新延長 110 km
 - ・腐食性土壌対策 10.5 km
 - ・重要拠点施設 8か所
- 管網整備延長 3.8 km

<水道施設の耐震化率>

	27年度末 見込み	28年度末 予定
浄水施設	43%	43%
配水池等	86%	89%
*基幹管路	67%	67%
送・配水管	23%	24%

*基幹管路
導水管、送水管、口径400mm以上の配水管



GX形ダクタイル鋳鉄管による更新工事

3 環境にやさしい水道

④ (1) 施設整備による エネルギーの効率化

<一部再掲>
2億761万円
(2,000万円)

エネルギー効率のよい水道システム構築のため、川井浄水場に続き、もう一つの自然流下系である西谷浄水場の再整備の基本設計を行います。

また、配水ポンプ設備を効率の良い制御機器へ切り替え、エネルギーの効率化を図ります。

- 西谷浄水場再整備に伴う基本設計業務委託
- 新奈良ポンプ場ポンプ設備等改良工事

(2) 再生可能エネルギーの 導入

6,932万円
— (2億894万円)

浄水場や配水池では、水力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に活用しています。今後も再生可能エネルギー導入の可能性を調査し、継続的な導入を図ります。

- 今井配水池(保土ヶ谷区)小水力発電設備(発電容量35kW)

<28年度末再生可能エネルギー施設整備状況>

	施設数	発電容量	一般家庭換算
太陽光	5か所	1,570kW	540軒分
小水力	6か所	728kW	1,290軒分

(3) 水源エコプロジェクト W-eco・p (ウィコップ)

ウィコップは企業や団体と協働して水源保全を行う取組です。

協定に基づき企業・団体の皆さまの寄附金を道志水源林の整備に活用するとともに、協働して水源保全の大切さをPRします。



道志村内に設置されたPR看板

水源エコプロジェクト
W-eco・p
ウィコップ

- 28年度整備面積 21.51ha
(21~28年度累計 134.03ha)

(4) 市民ボランティアによる 水源林の整備

960万円
— (990万円)

「NPO法人 道志水源林ボランティアの会」等と協働して、水源地道志村の民有林5haの整備を行います。

活動は、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どうし The Water」の売上金の一部等による「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

(5) 「はまっ子どうし The Water」 による水源保全

9,771万円
(8,968万円)

「はまっ子どうし The Water」の販売や公民連携によるイベント等様々な取組を通じ、水源保全のPRを推進します。

これにより、水源とおいしい水との関係など、水道事業への理解促進を図ります。

販売本数は130万本とし、売上の一部を道志水源林の整備やアフリカ諸国への支援に活用します。



横浜市オフィシャルウォーター
はまっ子どうし The Water

4 充実した情報とサービス

(1) 暮らしに身近な水道を
実感できる取組 _____ 3,692万円
(2,521万円)

身近な水道への理解を深めていただくため、小学4年生への出前水道教室や浄水場見学、高齢者団体をはじめとした地域団体へ出前水道講座を実施します。また、菊名ウォータープラザまつりなどのイベントや区民まつりなどへの参加等により、水道事業の積極的なPRを行います。

さらに「健康と水」、
「暮らしと水」など、
水に関する身近で便利
なアイデアや水道水を利用することの利点についても効果的にアピールしていきます。



菊名ウォータープラザまつり

拡 (2) 横浜水道の歴史を
伝える取組 _____ 1,490万円
(1,173万円)

明治20(1887)年に日本初の近代水道として給水を開始した横浜水道の歴史を未来へ引き継ぐとともに、お客さまとのコミュニケーションのきっかけとして活用します。

平成28(2016)年は、大正5(1916)年に横浜市が山梨県から道志水源林を取得して100年を迎えることから、記念イベントの実施など横浜水道の歴史を伝える取組を実施します。

また、水道局所有の歴史的資料等をウェブサイトにて公開し、オープンデータの取組を推進します。

コラム

道志水源林100年記念に関する主な取組

●道志水源林100年記念式典

日程・場所：7月・道志村内

内容：記念碑除幕式、記念植樹など

●道志水源林100年記念フォーラム(仮称)

日程・場所：11月・開港記念会館

内容：基調講演、パネルディスカッション

●親子バスツアー

日程：7月下旬から8月上旬

内容：施設見学、昆虫採集、魚つかみ取り、木工工作など



道志村全景

拡 (3) ICTの活用などによるサービスの向上 _____ 4,600万円
(20万円)

お客さまサービスの向上を図るため、インターネットによる水道の使用開始・中止受付等に加え、クレジットカード支払申込みが可能となるシステム構築などに着手します。

また、給水装置工事に係る事務手続きについても、工事事業者・水道局双方の事務の効率化を図るため、ICTの活用により手続きの電子化を進めます。

さらに、お客さまサービスの最前線を担う水道メーター検針や料金関係業務における委託事業者のお客さま対応力向上のため、各種研修会等を実施します。



5 国内外における社会貢献

(1) 障害者施設等への発注促進

1,257 万円
(1,213 万円)

就労支援や福祉の増進を図るため、各種作業を障害者就労施設等に積極的に発注し、障害のある方の自立を支えます。

- 使用済みの水道メーターの分解作業
- 「水道・下水道使用水量等のお知らせ」等点字印刷物作成・送付業務
- 「水道メモセット」の封入作業
- イベント配付用グッズの作成 等

新 (2) 遊休土地の活用による地域との連携

有償による外部活用が難しい遊休土地について、地域団体による家庭菜園や花壇等としての活用を試行的に実施します。

これにより、地域との更なる関係強化に努めます。



活用のイメージ

(3) 市内工事事業者の技術力向上支援

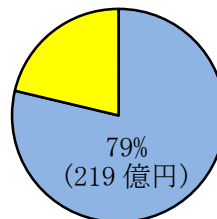
水道事業は中小企業をはじめとする様々な市内企業に支えられています。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」などを踏まえ、水道事業を共に支えるパートナーとして市内工事事業者と連携し、次世代の担い手育成や技術力向上に向けた研修会等を実施します。

また、「横浜市中心企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大に努めるとともに、工事の発注や施工時期の平準化などに積極的に取り組みます。

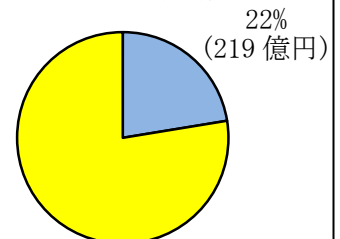
市内中小企業者の受注状況(平成 26 年度)

(水道局工事での割合)

(本市全体の工事に占める水道局工事の割合)



■ 市内中小
■ その他



■ 水道局
■ 水道局以外

(4) 国際貢献の推進

1,445 万円
(1,665 万円)

長年培った技術と JICA 等とのネットワークを生かし、浄水処理・漏水対策・事業運営などの分野において、職員の派遣や海外研修員の受入を実施し、アジア・アフリカを中心とした地域の水道事業の課題解決に取り組みます。

- ベトナム 5 機関との覚書に基づく技術協力 等



アフリカからの研修員受入

(5) 横浜水ビジネス協議会 — 1,850 万円
の海外展開支援 (3,461 万円)

水道局が国際貢献を通じて築いた信頼関係やネットワークを生かし、ニーズ調査や国際会議での PR、海外研修員受入時のビジネスマッチング機会の創出などにより、横浜水ビジネス協議会会員企業のビジネス展開を支援します。

- JICA 草の根技術協力事業「横浜の民間技術によるベトナム国「安全な水」供給プロジェクト」
- IWA 世界会議及びシンガポール国際水週間への出展 ほか



会員企業による技術デモンストレーション

(6) 横浜ウォーター株式会社 1億2,871万円
との連携推進 (1億5,929万円)

横浜ウォーター株式会社は、国内外の水道事業の課題解決に向けて、国際関連事業や国内水道事業者、民間企業への技術支援や研修事業等に取り組んでいます。

水道局は、これまで培ってきた技術力・ノウハウや40年を超える国際協力の経験を生かして、横浜ウォーターの事業展開を支援します。

- 国内外の水道事業の課題解決支援
 - ・ 海外調査案件へのコンサルティング業務
 - ・ 震災復興や公民連携のほか、事業者のニーズに応じた支援業務
 - ・ 国内外の水道事業者等を対象とした研修業務
- 横浜ウォーター(株)への業務委託
 - ・ 給水装置工事審査等業務



コラム

公民連携の推進

水道局では、民間企業、大学、自治会・町内会、NPO 団体などの様々な事業主体とともに、それぞれがこれまでに培ってきた知恵やノウハウを生かし、社会的課題の解決や地域の活性化のために公民連携して取り組んでいます。

＜連携を進める上での原則＞

互恵的な関係（Win-Winの関係）の尊重

オープンな提案・相談の受入れと独自アイデアの適切な保護

コンプライアンス精神をわきまえた行動

＜水道局における公民連携の取組事例＞

事業名	連携先
応急給水体制の充実	自治会・町内会、地域住民
市民ボランティアとの協働による水源林の整備	地域住民、NPO団体
水源エコプロジェクト W-eco・p（ウィコップ）	企業、団体
民間企業との協働による水まわり相談・講習	企業
障害者施設等への発注促進	障害者施設等
遊休土地の活用を通じた地域との連携強化	自治会・町内会、地域住民
市内工事事業者への技術力向上支援	企業
パートナーシップデスクの活用	企業、大学、NPO団体
横浜水ビジネス協議会の海外展開支援	企業
共同研究	企業、大学

6 持続可能な経営基盤

(1) 人材育成による組織力の向上 2,488万円 (2,747万円)

水道局の技術・ノウハウを※マスターエンジニア制度等を活用して次世代へ継承するとともに、経験の浅い職員の早期育成を進めます。

この他、国内外の水道事業体からの様々な支援ニーズに対応できる職員の育成などにより、組織力の向上を図ります。

※マスターエンジニア制度
専門分野ごとに高度な技術と指導力を有する職員を認定し、個別指導により技術継承を行うもの

(2) 業務改善の推進 164万円 (336万円)

お客さまサービスの向上や効率的な業務を目指し、職員が日常的に改善活動に取り組み、各職場での適切な事務処理と業務改善の取組を推進します。

また、改善事例の局内外への発表や表彰等を通じて、組織の活性化を図ります。



(3) 資産の有効活用と経費削減

不動産や調査・分析などの技術力等、資産の有効活用により収入を確保します。

また、業務の見直しによる職員数の削減や事業見直しによる維持管理費の削減など、様々な視点から徹底した経費削減に取り組みます。

財源確保 4億円	
主な内訳	
未利用地の売却・土地長期貸付等	3億4千万円
再生可能エネルギー売電	2千万円
道志水源林保全寄附金など	1千万円

経費削減 △5億円	
主な内訳	
職員数の削減(△38人)	△2億円
企業債の繰上償還による支払利息の削減	△2億6千万円
事務所統合による維持管理費の削減	△2千万円

神奈川県内広域水道企業団の料金改定

(平成28年4月1日施行)

改定の概要 (単位:円/m³)

		現行単価	改定単価	改定額
※1直営事業	基本料金	40.5	36.8	△3.7
	使用料金	12.5	14.0	1.5
※2寒川事業	基本料金	22.3	17.3	△5.0
	使用料金	17.5	19.5	2.0

(平均改定率 △7.9%)

※1直営事業：飯泉(酒匂川)・社家(相模川)からの取水による用水供給事業、企業団が直営実施

※2寒川事業：寒川(相模川)からの取水による用水供給事業、企業団が横浜市等に浄水処理等を委託

⇒ 本市改定影響額 **△13億4千万円**

※企業団財政計画(H28~32)期間中の給水計画に基づく単年度受水費比較(寒川事業使用料金を除く)

コラム

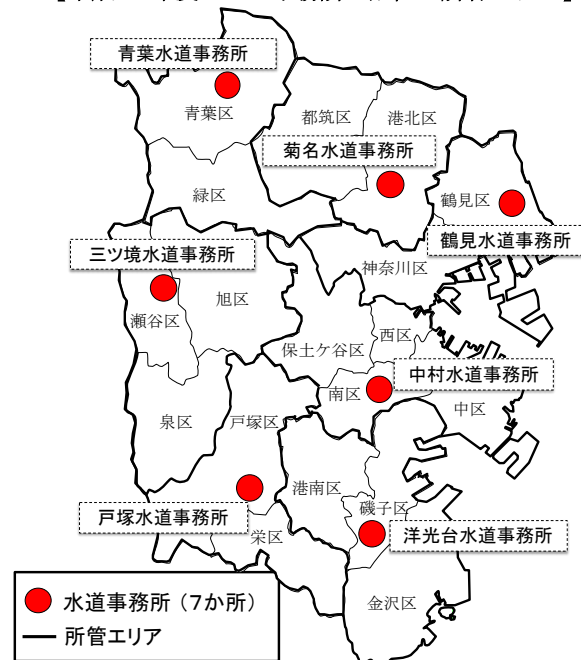
水道事務所の設置(平成28年4月~)

9か所の地域サービスセンター(水道料金業務等を所管)と8か所の給水維持課(給水装置業務等を所管)で行っていたお客さまに関連が深い業務を統合し、市内に7か所の水道事務所を設置しました。

水道事務所では、漏水の発見・修理、耐震性に優れた給水管への取替などの維持管理を行うとともに、水道料金の徴収、メーター検針の際の地域の見守りなどを行い、地域のお客さまに身近なサービスを一元的に提供するほか、災害時には、迅速な応急復旧や応急給水活動を行います。

なお、組織・機構については、お客さまサービス推進部と給水部を、水道事務所が属する給水サービス部と老朽管更新等の工事部門が属する配水部に再編成しました。

【平成28年度からの事務所の配置と所管エリア】



予算概況

工業用水道事業は、供給事業所の生産施設の移転等による契約給水量の減量により、長期間にわたって料金収入の微減傾向が続いています。一方で、供給開始から50年以上が経過した施設の老朽化や震災時における断水の影響等を考慮した更新・改良を着実に進めていく必要があります。

28年度は、新たに策定した中期経営計画（28～31年度）に掲げた目標の達成に向け着実なスタートが切れるよう、徹底した経費の削減や資産の有効活用などによる財源確保を図り、持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づいた更新改良による施設の耐震化を推進します。

(1) 工業用水道料金収入

基本料金収入は微減傾向が続いているものの、使用料金収入の微増を見込み、料金収入全体では、27年度の27億5,800万円に比べ5,000万円増(1.8%)の28億800万円を計上しています。

(2) 耐震化促進のための建設改良費の確保

安定給水の確保のため、計画的に老朽管の更新による耐震化を図ります。建設改良費は、27年度に比べ1億6,200万円増(8.6%)の20億3,800万円を確保しています。

(3) 経費の削減と財源の確保

人件費など徹底した内部管理経費の削減に取り組むとともに、未利用地の売却や用地の貸付など、資産の有効活用を進め財源の確保に努めます。

また、建設改良費の財源として国庫補助金を確保します。

(4) 純損益、累積資金残額と企業債残高

当年度純損益は、27年度に施設跡地の売却に伴う特別利益を計上していたことによる収益的収入の減などはあるものの、人件費やその他経費の削減等により、4億8,600万円の純利益を計上しています。この結果、累積資金残額は19億2,200万円となる見込みです。

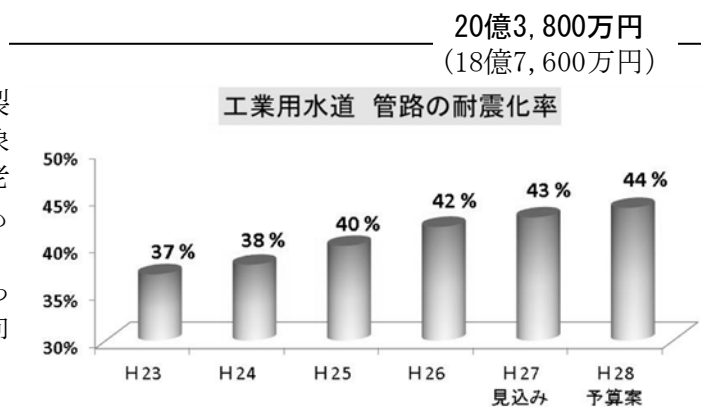
また、企業債残高は、企業債発行額を償還額の範囲内に抑えるなど、積極的な残高縮減の取組により、27年度と比べ1億1,200万円減の31億9,600万円となる見込みです。

主要事業

1 施設の更新・耐震化

昭和40年前後に布設した漏水・破裂等が発生する恐れのある老朽管を対象に、計画的に耐震化するとともに、老朽化した電気機械設備などについても更新し、給水の安定を確保します。

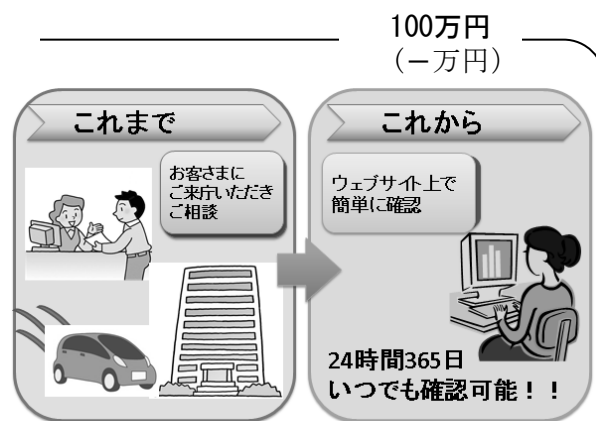
28年度は、管路総延長約90kmのうち1.3kmを更新し、耐震化率を44%に向上させます。



新 2 新規利用案内サービスの導入

市内に新たに立地する企業が、工業用水道の利用を検討するときに、給水区域の検索や、初期工事費用の概算見積もりなどをウェブサイト上で簡単に確認することができるサービスを導入します。

また、雑用水供給を含めた新規利用PRを推進し、新たな需要の喚起を図ります。



【業務の予定量】

区 分	平成28年度	平成27年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	66か所	66か所	0か所	0.0
1日当たり契約給水量	258,800m ³	259,500m ³	△ 700m ³	△ 0.3
職員数	28人	29人	△ 1人	△ 3.4

※「職員数」は、再任用職員を含む常勤職員の見込み人数。

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成28年度予算	平成27年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,065	3,168	△ 103	△ 3.3
うち工業用水道料金	2,808	2,758	50	1.8
収益的支出	2,441	2,425	16	0.7
うち人件費	222	240	△ 18	△ 7.6
うち物件費等	1,318	1,309	9	0.7
うち支払利息等	67	73	△ 6	△ 8.4
差 引	624	743	△ 119	—
当年度純損益	486	623	△ 137	—
資本的収入	198	194	4	2.0
うち企業債	156	121	35	28.9
資本的支出	2,311	2,147	164	7.7
うち建設改良費	2,038	1,876	162	8.6
うち企業債償還金	268	266	2	1.0
差 引	△ 2,113	△ 1,953	△ 160	—
当年度資金収支	△ 908	△ 639	△ 269	—
累積資金残額	1,922	2,830	△ 908	—
企業債残高	3,196	3,308	△ 112	—

コラム

横浜の工業や経済と重要なライフラインを支える工業用水道

工業用水道は、鉄鋼業、化学工業などの製造業で利用されているほか、発電所、石油製品製造業、ガス供給業などのエネルギー産業へも供給されており、横浜の工業や経済と、首都圏の重要なライフラインを支えています。

横浜市では東日本大震災の教訓を生かし、施設の耐震化等を順次進めています。

28年度は、横浜経済の一翼を担う臨海工業地帯への配水管を計画的に耐震化するほか、沈でん池などの電気・機械設備についても更新し、給水の安定を確保します。



フレキシブルステンレス管を用いた内挿管工法

区 分		平成28年度当初予算		平成27年度当初予算		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
収 入	水道料金	68,806,378	79.6	69,795,843	79.7	△989,465	△1.4
	水道利用加入金	3,082,455	3.6	3,099,546	3.5	△17,091	△0.6
	他会計繰入金	5,150,316	5.9	5,059,800	5.8	90,516	1.8
	浄水受託収益	1,698,805	2.0	1,528,745	1.8	170,060	11.1
	その他の他	2,309,399	2.7	2,713,597	3.1	△404,198	△14.9
	長期前受金戻入	5,357,200	6.2	5,376,228	6.1	△19,028	△0.4
	計	86,404,553	100.0	87,573,759	100.0	△1,169,206	△1.3
益 的 支 出	人件費	12,306,225	15.9	11,508,443	14.8	797,782	6.9
	(うち退職給付費)	1,075,084	1.4	233,195	0.3	841,889	361.0
	物件費等	24,087,791	31.1	23,739,399	30.6	348,392	1.5
	動力費	2,646,679	3.4	2,800,389	3.6	△153,710	△5.5
	薬品費	691,566	0.9	783,318	1.0	△91,752	△11.7
	修繕費等	8,926,770	11.5	8,658,838	11.2	267,932	3.1
	委託料	6,240,935	8.1	5,966,708	7.7	274,227	4.6
	その他の他	5,581,841	7.2	5,530,146	7.1	51,695	0.9
	企業団受水費	16,503,141	21.3	17,878,726	23.0	△1,375,585	△7.7
	企業団補助金	33,000	0.1	52,000	0.1	△19,000	△36.5
	減価償却費等	20,986,700	27.1	20,741,301	26.7	245,399	1.2
	支払利息等	3,371,756	4.3	3,595,013	4.6	△223,257	△6.2
	特別損失	35,000	0.1	35,000	0.1	0	0.0
	予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
	計	77,373,613	100.0	77,599,882	100.0	△226,269	△0.3
収益的収支差引	9,030,940	—	9,973,877	—	△942,937	—	
消費税等調整額	1,712,326	—	1,783,349	—	△71,023	—	
純損益	7,318,614	—	8,190,528	—	△871,914	—	
資 本 的 支 出	企業債	9,145,000	80.8	9,682,000	80.7	△537,000	△5.5
	一般会計出資金	393,000	3.5	505,063	4.2	△112,063	△22.2
	工事負担金等	1,423,925	12.6	1,153,578	9.6	270,347	23.4
	国庫補助金	347,613	3.0	638,556	5.3	△290,943	△45.6
	その他の他	9,728	0.1	17,023	0.2	△7,295	△42.9
	計	11,319,266	100.0	11,996,220	100.0	△676,954	△5.6
	建設改良費	26,740,250	72.0	27,661,518	69.4	△921,268	△3.3
	基幹施設整備事業費	7,230,000	19.5	9,250,000	23.2	△2,020,000	△21.8
配水管整備事業費	17,200,000	46.3	16,310,000	40.9	890,000	5.5	
その他建設改良費	2,310,250	6.2	2,101,518	5.3	208,732	9.9	
企業債償還金	9,901,712	26.7	11,580,713	29.1	△1,679,001	△14.5	
国庫補助金返還金	35,189	0.1	56,158	0.1	△20,969	△37.3	
投資	397,338	1.1	509,290	1.3	△111,952	△22.0	
予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0	
計	37,104,489	100.0	39,837,679	100.0	△2,733,190	△6.9	
資本的収支差引	△25,785,223	—	△27,841,459	—	2,056,236	—	
純損益	7,318,614	—	8,190,528	—	△871,914	—	
消費税等調整額	1,712,326	—	1,783,349	—	△71,023	—	
当年度分損益勘定留保資金	注(1) 16,704,584	—	注(2) 15,598,268	—	1,106,316	—	
資本的収支差引	△25,785,223	—	△27,841,459	—	2,056,236	—	
退職手当支給額	△1,181,812	—	△1,530,264	—	348,452	—	
その他の他	—	—	—	—	0	—	
計(当年度資金収支)	△1,231,511	—	△3,799,578	—	2,568,067	—	
前年度末資金残額	16,183,297	—	注(3) 19,982,875	—	△3,799,578	—	
累積資金残額	14,951,786	—	16,183,297	—	△1,231,511	—	

注(1) 平成28年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,357,200千円、退職給付費1,075,084千円を含む

注(2) 平成27年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,376,228千円、退職給付費233,195千円を含む

注(3) 平成27年度予算の前年度末資金残額は、平成26年度決算の累積資金残額

企業債残高	166,501,341	—	注(4) 167,258,053	—	△756,712	—
-------	-------------	---	------------------	---	----------	---

注(4) 平成26年度決算を反映した後の企業債残高見込額

資料2

平成28年度工業用水道事業会計予算概要表(対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円、%)

区 分		平成28年度当初予算		平成27年度当初予算		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
収 入	工業用水道料金	2,807,924	91.6	2,757,570	87.0	50,354	1.8
	その他	45,693	1.5	212,229	6.7	△ 166,536	△ 78.5
	長期前受金戻入	210,866	6.9	198,540	6.3	12,326	6.2
	計	3,064,483	100.0	3,168,339	100.0	△ 103,856	△ 3.3
益 的 支 出	人件費	221,760	9.1	240,066	9.9	△ 18,306	△ 7.6
	物件費等	1,317,588	54.0	1,309,078	54.0	8,510	0.7
	負担金	1,051,506	43.1	1,078,362	44.5	△ 26,856	△ 2.5
	動力費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	薬品費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	修繕費等	137,420	5.6	89,420	3.7	48,000	53.7
	その他	128,662	5.3	141,296	5.8	△ 12,634	△ 8.9
	減価償却費等	817,705	33.5	785,825	32.4	31,880	4.1
	支払利息等	66,649	2.7	72,740	3.0	△ 6,091	△ 8.4
	特別損失	10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0
	予備費	7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0
	計	2,440,702	100.0	2,424,709	100.0	15,993	0.7
	収益的収支差引		623,781	—	743,630	—	△ 119,849
消費税等調整額		137,630	—	120,135	—	17,495	—
純損益		486,151	—	623,495	—	△ 137,344	—
資 本 的 支 出	企業債	156,000	78.8	121,000	62.3	35,000	28.9
	国庫補助金	42,000	21.2	69,700	35.9	△ 27,700	△ 39.7
	工事負担金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	60	0.0	3,418	1.8	△ 3,358	△ 98.2
	計	198,060	100.0	194,118	100.0	3,942	2.0
	建設改良費	2,038,214	88.2	1,876,418	87.4	161,796	8.6
	工業用水道施設整備事業費	1,563,750	67.7	1,575,975	73.4	△ 12,225	△ 0.8
その他建設改良費	474,464	20.5	300,443	14.0	174,021	57.9	
企業債償還金	268,245	11.6	265,665	12.4	2,580	1.0	
国庫補助金返還金	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0	
予備費	4,000	0.2	4,000	0.2	0	0.0	
計	2,311,459	100.0	2,147,083	100.0	164,376	7.7	
資本的収支差引		△ 2,113,399	—	△ 1,952,965	—	△ 160,434	—
純損益		486,151	—	623,495	—	△ 137,344	—
消費税等調整額		137,630	—	120,135	—	17,495	—
当年度分損益勘定留保資金		注(1) 603,268	—	注(2) 601,742	—	1,526	—
資本的収支差引		△ 2,113,399	—	△ 1,952,965	—	△ 160,434	—
退職手当支給額		△ 22,039	—	△ 31,011	—	8,972	—
計(当年度資金収支)		△ 908,389	—	△ 638,604	—	△ 269,785	—
前年度末資金残額		2,829,929	—	注(3) 3,468,533	—	△ 638,604	—
累積資金残額		1,921,540	—	2,829,929	—	△ 908,389	—

注(1) 平成28年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△210,866千円、退職給付引当金取崩額△3,571千円を含む

注(2) 平成27年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△198,540千円、退職給付費14,457千円を含む

注(3) 平成27年度当初予算の前年度末資金残額は、平成26年度決算の累積資金残額

企業債残高	3,195,650	—	注(4) 3,307,895	—	△ 112,245	△ 3.4
-------	-----------	---	----------------	---	-----------	-------

注(4) 平成26年度決算を反映した後の企業債残高見込額



横浜市水道局キャラクター
はまビオン

SINCE 1887